

令和 7 年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

令和 8 年 8 月 12 日公表

特定事業主名： 安田町

≪女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する事項≫

I 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	27.3 %

【説明欄】

- ・ 4 月 1 日時点の職員数を基に算出している。
- ・ 男女別管理職登用比率（参考）
男性：25.8%、女性：11.1%
- ・ 管理的地位にある職員とは、「課長級以上」の職員を指し、町特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況における管理的地位にある職員は「課長補佐級以上」の職員を指すため、数値に差異が生じている。

II 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	27.3 %
本庁課長補佐相当職	50.0 %
本庁係長相当職	44.4 %

【説明欄】

- ・ 4 月 1 日時点の職員数を基に算出している。
- ・ 本庁部局長・次長相当職区分については、該当する職員がいないため記載なし。

Ⅲ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
行政職	— %
単純労務職	— %

【説明欄】

・ 令和 7 年度は、採用試験を実施していないため、記載なし。

Ⅳ 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

区分	令和 7 年度
行政職	— %
単純労務職	— %

【説明欄】

・ 令和 7 年度は、採用試験を実施していないため、記載なし。

Ⅴ 職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
行政職	44.6 %
単純労務職	100.0 %

【説明欄】

・ 4 月 1 日時点の職員数を基に算出している。
・ 単純労務職には、調理員が該当する。

《職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する事項》

I 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	200.0 %
女性	— %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	— %	— %	— %	— %
1週間以上2週間未満	50.0 %	— %	— %	— %
2週間以上1月以下	— %	— %	— %	— %
1月超3月以下	— %	— %	— %	— %
3月超6月以下	— %	— %	— %	— %
6月超9月以下	— %	— %	— %	— %
9月超12月以下	— %	— %	— %	— %
12月超24月以下	50.0 %	— %	— %	— %
24月超	— %	— %	—	—

【説明欄】

- ・育児休業取得率の常勤職員（男性区分）については、令和7年度に子が生まれ、育児休業が取得可能となった職員が1名、育児休業を取得した職員が2名となっている。
- ・男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況において、該当する職員がいない場合は「—」と記載している。

Ⅱ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

1. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
配偶者出産休暇	100.0 %
育児参加のための休暇	0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
配偶者出産休暇	— %
育児参加のための休暇	— %

2. それぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

区分	常勤職員	会計年度任用職員
1週間未満	100.0 %	— %
1週間以上2週間未満	— %	— %

【説明欄】

・ 会計年度任用職員については、該当する職員がいないため記載なし。

Ⅲ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	8.3 時間／月
内部部局等以外	5.8 時間／月

【説明欄】

- ・ 4 月 1 日時点の職員数を基に算出している。
- ・ 内部部局等は、町長部局に属する職員とし、内部部局等以外は、町長部局以外に属する職員とする。

Ⅳ 職員の年次休暇等の取得日数の状況

区分	令和 7 年
平均取得日数	10.2 日
取得率	26.3 %

【説明欄】

- ・ 4 月 1 日時点の職員数を基に算出している。
- ・ 対象期間は「令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日」までとする。